平成２２年（フ）第２７６号
奈良県大和郡山市九条町960番地123
債務者　赤松記代子（旧姓塩見）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２９３号
奈良市大安寺６丁目４番37号
債務者　北村　隆起
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３１３号
奈良県大和郡山市城見町４番36号
債務者　松井美代子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８４５号
さいたま市見沼区大字新堤19番地１　みどり荘201
債務者　加藤　京子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８５２号
埼玉県新座市新座２丁目８番11号　カーサむさしの102号室
債務者　山本　皓一
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
富山市山室２番地７
債務者　新田　征樹
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３６号
富山市窪新町８番25―301号　アネシス24
債務者　浜本香魚子こと吉田香魚子こと　吉田亜裕子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４１号
富山市窪本町９番10―607号　サーパス窪本町
債務者　岡畑　昭二
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４７号
富山市本郷町232―１　レオパレスクレストン109号室、住民票上の住所富山市大町276番地１　メゾン堀川207号
債務者　今西るみ子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４８号
富山市下大久保3593番地13　Ｄ―Ｒｏｏｍ大沢野101号
債務者　肥田　　明
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５８号
富山市中市２丁目８番45―203号　ラ・シェヌ・ダビタシオン、前住所富山市梅沢町１丁目４番10―505号　メゾン・ド・ラポール梅沢町
債務者　大平　綾香
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７９号
千葉県松戸市八ケ崎緑町323番地の１　フォレスタ緑町105号
債務者　石井　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３８４号
千葉県鎌ケ谷市南初富３丁目11番18号
債務者　太田　栄司
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４１０号
千葉県柏市大井934番地２マンション沼南エリカ１―303号
債務者　豊田　大作
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４１５号
千葉県流山市南流山６丁目13番地の５　エステート21―Ｂ―５
債務者　荒川千奈美
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６１号
長野県上田市御所672番地13
債務者　飯塚　梨水
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１０１号
長野県東御市新屋308番地４　コーポサクライＤ号
債務者　白井　定幸
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
長野地方裁判所上田支部